

審査基準（申請に対する処分関係）

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 9
-----	-------	------	-------

法令名	医療法	根拠条項	12 - 1
許認可等	診療所及び助産所の開設者の管理免除の許可		

1 根拠規定の定め

医療法

第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 審査基準

医療法に係る許認可等の事務処理基準（平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知）
医療法（昭和23年法律第205号）、同法施行令（昭和23年政令326号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知（疑義照会通知を含む）を処理基準とする。
なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。

（参考）

医療法第12条中、「他の者」とあるのは「医師又は歯科医師である他の者」でなければならない。

医療法第12条第1項但書に関する件（昭和24年1月10日付け医収第26号福島県知事宛 厚生省医務局長回答）